

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用)に係るヒアリング(3)」
2. 日時：令和3年6月8日(火) 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻安全審査官、藤原安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員
日本原燃株式会社 鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他13名
東京電力ホールディングス株式会社
サイクル技術グループ グループマネージャー他1名
関西電力株式会社 原子力事業本部
原子燃料部門 原燃計画グループリーダー
中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
「有毒ガス及び共用安全審査スケジュール」
「有毒ガスによる影響評価について」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和3年4月28日)
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:00 | 大場です。本日お配りしている資料資料 1 資料 2 ということで一つがスケジュールになってございましてもう一つが有毒ガスによる影響評価についてと なっておりますけれども、まず有毒ガスによる影響評価についての資料 を用いてご説明させていただきまして |
| 0:00:20 | それ踏まえてもう一つのスケジュールについて議論させていただければと 思います。参加者から録音じゃないです。 |
| 0:00:29 | 日本原燃の呉です。それでは尤度が数による影響評価についてという資料 を用いまして、融度ガスの影響の審査に関してどういった資料尽くせどうい う経営方針で作成しまして、 |
| 0:00:44 | どういふふうに審査を進めさせてもらうかというところを説明させていただきます。 1 ポツのはじめにのところは割愛しましてもう早速資料の作成方針の ところ 2 ポツのところを説明します。 |
| 0:00:58 | 資料の作成についてはですね既許可において有毒ガスによる様への影響 を記載した活動を抽出して整備するお尋ね整理の方法は後程詳しく述べま すが新旧表の形で作成したいと考えております。これを作成するに当たりま して流れ未達の流れがあります。 |
| 0:01:18 | してまず一つが①のところで書いてあります通り条文ごとに有毒ガスによる 様への影響が関わるかどうかを整理しまして、確認しまして、整理します。 それが別紙の 1 のような形になっておりまして、 |
| 0:01:34 | 通し番号が 3 ページのところですね、これについてダイエー基礎基準規則 の第 1 条から順に A 有毒ガスに関わる場所がわからないところでここで関 わるっていうのは既許可の方で有毒ガス、 |
| 0:01:50 | に関して議論説明させていただいたこと以外にもですね、今回有毒ガスの ほうでこういった対応をとりますと説明しておりますが、そういった大変類似 の対応、こういった類似。別途、 |
| 0:02:05 | 類似の対応をしているっていうところも幅広くに |
| 0:02:09 | 確認して |
| 0:02:11 | 整理するという形にしております。この別紙 1 のところで条文ごとに |
| 0:02:19 | 融度 5 月に関係するしないというところを整理しましたら、今度は別紙の 2 のほうですね、別紙の 2 のほうはですね、これは申請書の本文と添付書類 6 添付書類 8、 |
| 0:02:35 | これの他項目タイトルをこう並べております。この項目ごとにですね条文ご とに |
| 0:02:44 | 関係するといったところについて具体的に申請書の項目の No かという ところを整理することにしております。これ今通し番号 7 ページ目から、 |
| 0:02:59 | お出ししてまして、今回askドウ。 |

| | |
|---------|--|
| 0:03:04 | 同様に、最終的に |
| 0:03:06 | 通し番号の 10、114 ページまではしてちょっと積載最初の米印のところにも書いてありますが、有毒ガス防護に係る項目、まだ空白の部分ありまして、これは各条文担当全員ですね、有毒ガスの現在の説明の内容、 |
| 0:03:24 | その方針そういったものを説明した上で条文担当の方で産経するしないというところを今精査しているところでありまして、あえてこれを精査しまして関係するところについては別紙 3、これが |
| 0:03:40 | 新旧表になりますが、新旧表のような形で、 |
| 0:03:45 | 一番まず左に現在の既許可の事業指定申請書の内容を記載しまして、真ん中に 10、辺今回の申請の変更内容で一番右にですねこれは何ですか、既許可と今回の申請、変更内容が変更するしないところも含めてですね。 |
| 0:04:04 | こうしないところは変更しない理由、変更するところはかなり変更する理由っていうのを評価してツガネ巻許可への影響というような形で整理しまして、 |
| 0:04:16 | 変更するしないというところを整理して説明させていただこうと思っておりますのでその整理の時にはですね、いろいろ既許可のところでも色分けしまして、これは有毒ガスの移動。 |
| 0:04:33 | 評価の仕方を参考にして、有毒ガスの発生減そして防護対象者検知手段、防護対策、この四つの観点で、既許可でどういうふうに行っているかを整理しましてそれで今回の申請内容で、 |
| 0:04:50 | 足りないところがないのかどうか、もしくは等記載の明確化をすべきだと我々は考えている部分がどこか、そういったところを整理して説明させていただこうと思っております。 |
| 0:05:04 | そういった整理を別紙の 3 のところでしてますデータ、 |
| 0:05:11 | 例えば 00 をちょっと挙げさせてあげて説明させていただこうと思ってるんですけども。 |
| 0:05:17 | 通し番号の |
| 0:05:19 | 117 ページをご覧ください。 |
| 0:05:24 | 117 ページはですね一番上、これは外部からの衝撃による損傷の防止のうち、有毒ガスについて記載されているところへ来許可から |
| 0:05:38 | 提出しまして一番左の上を書いておりますのでここで記載内容見ますと、想定される有毒ガス、これが発生原因ということになりましてそれに対して制御建屋中央制御室換気設備により、 |
| 0:05:53 | 中央制御室の居住性を損なわない設計とする緑でかかっているところが防護対策になります。これに関連する添付書類のところ、添付書類、下に書いてあります添付書類 6、1 ポツ 7 ポツ、9 ポツ後、 |
| 0:06:09 | のところですね、これについて、その誘導部が数というところについて、より具体的に 6 ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスというのが書いて |

| | |
|---------|--|
| | あたりですねその次の再処理施設の運転に対する影響ということで防護対象者は三つされている。 |
| 0:06:27 | と、そういうような形で整理、その本文と添付書類をこういったブロック単位で整理しまして、それを一番右のほうにまとめて、一番右のところにもまとめておりますし、許可の対応として有毒ガスの発生原因は |
| 0:06:44 | で防護対象者はコート検知手段はこう防護対策サポートということを書いております。その下に一番右のその下に影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響ということで、今回評価をライトに従って確認を取ったと。 |
| 0:07:02 | いうところで確認をしまして、既許可への影響はないないところであれば聞こえるの影響がないと。 |
| 0:07:09 | 結局来許可への影響があるところについては赤字で示しておりますが、例えば敷地外固定元として特定した石油備蓄基地と。 |
| 0:07:18 | 今固定施設としては6ヶ所ウラン濃縮工場ということが書いておまして、対策としては中央制御室とかの関係の隔離ということで、対策としては石油備蓄基地も |
| 0:07:36 | 埋めて取られているというふうな認識を我々しておりますけれども明確化するという観点で、この添付書類6の該当する部分に |
| 0:07:46 | 石油備蓄基地というものを |
| 0:07:50 | 記載するというようなことを考えているということで、このように整理しております。それを反映したものが真ん中の |
| 0:07:59 | 今回申請しようと考えている事業指定申請書になると、そういうような整理をしていこうと思っております。 |
| 0:08:07 | こういうような整理をしていきますと、来許可と今回の申請で変わるところは何かというところであたりそのかわることを |
| 0:08:18 | ÷にあたってその評価した概要、具体的に整理資料の方で大気拡散の評価とかさせていただいてますけれどもそういったところでそれを評価するにあたって |
| 0:08:31 | 設備の状態として例えば堰堰の機能に期待するとかですねそういったものが出てきましてそれが整理されていくと考えておりますので、それも整理した上で最終的には、 |
| 0:08:45 | 別紙の4のところを書いてあります通り、通し番号123ページからですね今ある、その整理資料の構成をこの新旧比較表でまとめた結果を踏まえまして、 |
| 0:09:02 | この真ん中のところですね構成変更案というところを書いてあるように構成を見直そうと思っておりますで見直す内容としましてははじめにのところには、今回の申請の目的、 |
| 0:09:17 | イトウ |

| | |
|---------|--|
| 0:09:19 | 具体的に言うとし、1 ページ目のところで、1 ポツはじめに書いてあるとこだったり審査会合の中でも説明させていただいてる最初の特性を踏まえているところ具体的に追加をしようと考えております。その次にこの新旧比較表で整理をしました既許可との関係性と、 |
| 0:09:39 | いうところを記載しまして、その中で先ほども申し上げました通り既許可と違うところがもう出てくると、あとは評価ガイドに基づいて評価を具体的にするというところが出てきましたらその三番のところ、 |
| 0:09:55 | この三番、三番以降のところはすでに整理資料で説明してさせていただいている通り、 |
| 0:10:03 | タイキ大気拡散の評価ですねそういった評価結果がありますのでそこに個別で指摘事項いただいている部分もありますので、そこも追加した上で、こちらに反映するという形。 |
| 0:10:18 | 最後にまとめのところですね、その既許可の関係性も踏まえた全体像をおまとめにす。 |
| 0:10:28 | 追加しまして、それで整理資料おの構成としたいというふうに考えております。 |
| 0:10:34 | 以上があるの作成の方針でございます。はい、まずここで説明を一旦切らせていただきます。以上です。 |
| 0:10:45 | ありがとうございますと規制庁側から何か確認事項等ございますでしょうか。 |
| 0:11:01 | 規制庁田尻です。117 ページとかでなんですけど、まず認識としてはですけど、日本原燃としては、既許可のタイミングでもを抱いて確認はできたという整理中とこの明確化っていうのが正直できて申請書の記載もふやすんですって言う方針がとりあえず今示されているような気がするんです。 |
| 0:11:21 | この辺りっていうのは、既許可のタイミングで見てたけどもですね明確でなかったものが期待ですという話をされてるのか、先ほどの有毒ガスの話も、 |
| 0:11:33 | 裏の執行量とか対策できる備蓄基地年度版できるんですみたいな対策として包含できるんですみたいな話をされて、ちゃんと聞けば内部から考慮してたのかっていうところは微妙な表現をされたような気がするんですけどそのあたり、まず考え方としてどう整理されてるんでしたっけ。 |
| 0:11:51 | 日本原燃の小出です。考え方としてはですね、既許可の段階でも考えていたというような認識でおります。ただ、今回改めて／評価をし直したときに石油備蓄基地ということを明確に |
| 0:12:08 | ここに記載したほうが良いというような判断をしてこのような整理をしたいというふうに今考えております。 |
| 0:12:18 | 規制庁田尻です。石油備蓄基地とこだと、例えば辺りとかの観点では昔から出てきていて、若干のばい煙等も含めてその点みられず一定で見られて |

| | |
|---------|---|
| | たかなって意識はあるんですけど、ここは有毒ガスとしてそこでも明示明記していきたいというのが今の現在の考え方で設計、 |
| 0:12:34 | 要は記載をふやしているっていうのがこの明確化っていうのが結構微妙なものになりそうなのが所々出てきそうな気がしていつまで追記しようとしてるのかなっていう考え方に確認していきたいんですけど。 |
| 0:12:50 | 日本原燃の久世でございます。おっしゃって、おっしゃる通り石油備蓄基地については火災で火災に伴う二次的影響で有毒ガスというのを考えておりますので、そういった観点で、以前から考えていたというのがあれば我々の認識でございます。 |
| 0:13:08 | データ追加するものを具体的に追加する方針は何かということなんですけれども、今我々としてはですね今回石油備蓄以外にも、敷地内固定減として具体的に有毒ガスになりうるということで、 |
| 0:13:25 | 有毒化学物質を明確にしたというふうなことをしておりますので、その部分もう今は必ずしもすべて記載されていないというところがありますので、その部分はやはり |
| 0:13:41 | 申請書のその添付資料のところに記載したいというふうに今考えております。 |
| 0:13:48 | 問い合わせませんということで一応その整理資料の中でですね 1 明確になった部分を対象ですね、対象として明確にしたところっていうのを今、書き加えたいというような考え方でいます。 |
| 0:14:05 | 以上です。 |
| 0:14:07 | 規制庁たび率を外部事象のところに関して言うと、事業所内の化学薬品の漏えいとかはハヤカワタテウチコンクールに依拠管理から入っていた話だと思っていてそこんところで、なかなかで稼働がどうのこうのっていう言葉使ったようななかったと思うんですけど。 |
| 0:14:22 | 4000 資料ベースでいいんだったら意識総量には少なくとも上がっていたという認識なんですけどそこは上がってなかったという整理でしたっけ、何かそれともスタート間違えるなかったと面倒くさいのでそこだけ合わせたいんですけどしっかり行って来許可では整備資料レベルであれば一式示していた文言として綺麗に申請書に書いてあったかっていうのはまた別途の話なんですっていうことでしたっけ。 |
| 0:14:50 | 日本原燃の羽田でございます。 |
| 0:14:53 | 今ご指摘のその事業所内の環境物質同意につきましては、今日の今の資料の 119 ページ。 |
| 0:15:02 | ここで外部値事象の化学物質漏えいについてまとめております。 |

| | |
|---------|--|
| 0:15:07 | この核物質漏えいの中で、引き合いでその貯蔵する、もしくは運搬される化学物質のというものはすでに想定をされているということ言う認識をしております。 |
| 0:15:20 | ですのでその液体液体の核物質をそれからそこから発生する、有毒ガス人体影響の観点から、有毒ガスに対して、 |
| 0:15:35 | ／機器設備の隔離によって対策するということはもうすでにいただいているという認識の上で、先ほどの117ページの絵と外部事象の有毒ガスのところに対しては、／聞く場のほうでは、そこまで詳しく具体化され、 |
| 0:15:53 | でいなかったというところを踏まえて、我々としてはここは明確化すべきかというふうに考えてこのような記載にしております。 |
| 0:16:01 | 以上です。 |
| 0:16:04 | 規制庁田尻です。明確化をどこまでしたのかっていう議論にずっとある程度時間がかかりそうなので今後という意味で言うと、明確化の話と、いわゆる審査対象として申請して規定部分等に明確にしたいんですっていう部分は多分分けて議論したほうが良いとは思っています。 |
| 0:16:22 | 極端に明確化っていうのを既往のタイミングで有名な話だと思っているので、 |
| 0:16:28 | では極端な事故後の117ページの右端の欄だったら、基本既許可のタイミングですべて意識対応とれてただけどちゃんと書いてあったかどうかという議論だけをしたいうちゅうの加速言う話で指揮を逆に制御室とかの技術的能力の1.0のところの話だと、要は解釈の文言が変わったりしているところがあるんでそこを戻し入れなきゃいけないところっていうのはこれそのままもし |
| 0:16:48 | 対応として書かれるところだと思うので、 |
| 0:16:51 | だから、どこまで中明確化しっかり書きたいんですっていうの原燃こだわられるのかわからないんですけど、審査対象が審査対象じゃないかを意識綺麗に整理した上で資料として作っていただければと思います。 |
| 0:17:07 | 日本原燃の羽田でございます。タジリさんの御指摘の点、審査対象なのかというところをはっきりと整理してその上で、申請書の中に加えるかどうかというところは、また |
| 0:17:22 | 御説明したいと思います。 |
| 0:17:24 | 以上でございます。 |
| 0:17:28 | 規制庁カミデです。私も今タジリが効いたようなことと同じような問題意識を持っていてですね、117ページであれば、さっきの有毒ガス相当設計備蓄基地っていうのを明確化したいと。 |
| 0:17:46 | ということなんですけど、今回の申請において、これを明確化する、この場所に明確化する意味っていうのを一度教えていただきたくて、既許可において |

| | |
|---------|---|
| | も外部火災のところでは石油備蓄基地っていうのは明示出ていってその影響として、ばい煙という6バスのっていうのも明らか。 |
| 0:18:06 | だって、生野で |
| 0:18:10 | もうすでにちっ許可の中で明らかになっているんだけど書く場所をここにも付け加えたいということなんだと思いますけど、子供書くことによって、どういうメリットというか |
| 0:18:23 | な、何を得たいのかっていうのを少し説明いただけます。 |
| 0:18:29 | 日本原燃の原でございます。 |
| 0:18:32 | カミデさんがご指摘いただいたように石油備蓄基地については、外部火災の二次的影響の抑制についてはすでに公表済みということはお指摘の通りだと思います。ただこの外部維持外部事象の有毒ガスのところへ書き加えた趣旨としましては、 |
| 0:18:51 | 我々今回石油備蓄基地で貯蔵している現有 |
| 0:18:56 | こちらが漏れたときに、その蒸発によって発生する有毒ガスというものを今回その有毒ガスの評価の中で、敷地外固定元として特定をしまして、それに対して防護対策をするということ |
| 0:19:11 | 考えておりますので、火災で発生する有毒ガスはすでに外部火災のところへ書いておりますけども、そういった液体で漏れ出したものから蒸発して発生する有毒ガスについては、 |
| 0:19:25 | 今の記載では読めないのかなというような考えて、今回ちょっと書き加えるよう書き加えて追加するというような表現をさせていただきましたけども、先ほど田尻さんからの御指摘のあった通りそれが審査対象かどうかというところ。 |
| 0:19:42 | よく考えた上で、御説明したいと思います。 |
| 0:19:47 | 以上です。 |
| 0:19:50 | 規制庁カミデです。 |
| 0:19:52 | 審査対象かどうか当然整理していただくとして、 |
| 0:19:58 | ちょっと説明の中でわからなかったのが今回この石油備蓄基地の漏えいを制限として評価するからここに書きたいということだったんですけど、手は有毒ガスとして評価すべきものというのは、 |
| 0:20:18 | 申請書の何何度申請書に書いてなきやいけないのかどういところから制限を拾い出すと考えていて、そのため、ここにこの記載が必要なんだという説明があればわかるんですけどその |
| 0:20:38 | 制限の拾い方抵抗発生原価どう示されていなきやいけないと考えているのかというところを少し説明いただけますか。 |
| 0:21:03 | 日本原燃の羽田でございます。 |

| | |
|---------|---|
| 0:21:05 | すみません、今のちょっと御質問の趣旨がよく理解できなかったのですが、今その外部事象の有毒ガスのところに |
| 0:21:20 | 制限として、 |
| 0:21:23 | 開くべき特定すべき有毒ガスの |
| 0:21:28 | 考え方、その |
| 0:21:32 | 何点所則ここに関する御質問だったというふうに思っているんですけども、ちょっと御質問の趣旨がちょっといまちよく理解できなかったのもう一度お願いできますでしょうか。 |
| 0:21:44 | 以上です。規制庁カミデです。有毒ガスの発生元というのが制限とするからここに書きたいということ、何ていうんですよね、先ほどの説明だとまずその1点確認させてください。 |
| 0:22:03 | そう。 |
| 0:22:06 | 日本原燃の原です。 |
| 0:22:08 | がカミデさんのおっしゃった通り、有毒ガスの発生元としてここに書くといううなの。 |
| 0:22:16 | 当で考えておりました。 |
| 0:22:20 | と発生元として設計を備蓄基地を選定しましたと。 |
| 0:22:25 | で、選定したんだけど、 |
| 0:22:29 | その選定した精緻石油備蓄基地というのを、なぜこの有毒ガスのところに書き足さなければいけないのか、どういう考えて、ここに書き足したのかというのを説明します。 |
| 0:22:55 | 日本原燃の原でございます。 |
| 0:22:59 | 火災で発生する有毒ガスは外部火災側にすでに書いていると。 |
| 0:23:05 | 一方で、 |
| 0:23:08 | 現有が漏えいして、その蒸発で、発生する有毒ガス低調ですいません。どうぞ。 |
| 0:23:18 | カミデです。そうではなくて、要は発生元の制限は必ず許可申請書に書いているものでなければいけないという整理なんですか。そこばなぜ残すってわからなかったんですけど。 |
| 0:23:44 | 日本原燃の神田でございます。 |
| 0:23:48 | 今回、敷地外固定減として、ガイドに基づく評価をした結果、石油備蓄基地に対して防護対策をとるといようなことを考えております。 |
| 0:24:02 | 規制庁、古作です。はい。すみませんけど、ガイド忘れてくださいって前回申し上げているので、その説明は要らないです。なんていうんですかね。 |
| 0:24:14 | 石油備蓄基地の話は、既許可の新旧適応の話で、十分認識をしていて、 |
| 0:24:22 | それで現状の申請書の体系で申請をされたと理解した上で書いてあるんでそれを踏まえて我々は評価をしたと。 |

| | |
|---------|---|
| 0:24:32 | ということの中で、 |
| 0:24:34 | あたかも申請では入れてませんでしたか。 |
| 0:24:38 | 趣旨で入れてませんでした今回ガイドに従った関係で追加になりますという ような説明の仕方になっているということが、そもそも当初の新基準適合の 申請のときにどう考えてたんですか。 |
| 0:24:54 | その時と今回の対応っていうのが整合してますかっていうことなんだと思う んですけど。 |
| 0:25:01 | なので説明は |
| 0:25:04 | 今回の申請です作業された方よりも、 |
| 0:25:07 | 新基準適合でこの部分の申請の作業に携わった方にいただいたほうが いいような気もするんですけど。 |
| 0:25:16 | どうなってますか。 |
| 0:25:47 | 。 |
| 0:25:47 | はい。 |
| 0:25:48 | 日本原燃の小出でございます。えっとですね、先ほどおっしゃ先ほど説明さ せていただいた通りですね既許可のほうで石油備蓄基地、これをこの有毒 ガスとして考えていたとこうっていう認識はこちらももちろんありまして、 |
| 0:26:08 | ただ今回、これを入れる先ほどメリットは何かというように、荒れていたと思 うんですけども、そのメリットとしてはですね、この対応やしませんこの 有毒ガスの対応として、後段のほうで、 |
| 0:26:25 | 重大事故等に対処する要員に対して防護具を配備するというようなことが 後段で出てくるんですけども、その時にですね、申請書の添付書類6に 石油備蓄基地というものが書いてあれば、 |
| 0:26:43 | どういう素朴にも防毒マスクAモードフィルタですね、にも、それと受け付け ません類がありますのでですけど、浅い申し訳ないんですけど、規制庁コサ クですが、 |
| 0:26:55 | 後段で重大事故で防毒マスクとかっていうのでさえ、 |
| 0:27:00 | 新基準適合の審査ですでに確認してあるんですよ。 |
| 0:27:05 | なので、それ以上でも説明にならないですね。 |
| 0:27:10 | すいません日本原電の奥です。あとそれは認識しておりまして、ただ、今回 これもすいません、今回申請する中で、もっともっと |
| 0:27:25 | 具体的なところでどういった防護具が必要なのかっていうところももう少し明 確化したいとそれにあたって、石油備蓄基地ということを明確化してそれ に対応できる。 |
| 0:27:41 | 防護具を配備しますというところをもっと申請書レベルで明確にするというこ とを考えて石油備蓄基地ということを入れました。もちろん |

| | |
|---------|---|
| 0:27:53 | 既許可既許可の段階で、そういったものに対して防護具を配備するという ことは御説明しておりますけれども、そう。そこの部分を見て具体化したい というようなイトウです。 |
| 0:28:06 | 以上ですすいません日本原燃鈴木でございますけれども今池の背景はあ るにしてですね、ここはやはり火災とか災害だっというところが少し、こちら がこれ書いたほうがいいんじゃないかというような形でちょっと進めて参りま したけれども、 |
| 0:28:23 | 先ほどおっしゃえありましたように審査対象かどうか、もともと |
| 0:28:30 | 新規基準の考え方のその全体としてどういう考え方だったときに本当に 立つべきかどうかといったといったところは申し訳ございません、改めてちょ っと整理させていただきます。 |
| 0:28:43 | 規制庁コサクですけど、書いちゃだめだと言ってるつもりではなくて、考え方 を整理をしましょうということだと思います。今その前に御説明いただいた |
| 0:28:56 | ガスの種類によって、防護マスクが違うので、その対応まで明確にしたい ということであれば、それはそれで一つの理由になると思いますし、そのた めに、これまではそれは許可マターじゃないと思ってたから、 |
| 0:29:14 | 大枠で書いてあれば方針として示されていると。 |
| 0:29:18 | いうことで、堤防特区マスクの配備が保安規定なんでしょうから、この後の 新基準適合の基本設計方針のところでも議論にはなると思いますけど、後 段のところでも明確にしていくということ |
| 0:29:34 | 完売していたと。 |
| 0:29:36 | いうところを |
| 0:29:38 | 今回の |
| 0:29:40 | 回位どこが制定されたことも踏まえて、許可事項として詳細化をしたほうが いいのではないかとお考えになったと。 |
| 0:29:49 | いうふうには理解をしましたけれども、果たしてそこまでの詳細化が必要な のかどうかとかっていうのはちょっと検討は必要かなと。 |
| 0:30:00 | 思いますけどいずれにしてもそういう作業方針を明確にするっていうこと は、まず最小だと思います。事細かに構成する場合ですね。 |
| 0:30:13 | ていうので |
| 0:30:15 | 作業を進めていければいいと思いますけど、まずそういう考え方を設置公 認のヒアリングのほうでも基本ロジックを整理して |
| 0:30:26 | 補足説明資料を準備してということで対応していただいておりますので、まずは 考え方かなというふうに思います。以上です。 |
| 0:30:37 | 日本原燃遅れ数承知いたしました。 |
| 0:30:41 | 規制庁田尻です。先ほど調査会やカミデの方から言ったこととも重なってし まうんですけど、結局は、これを今回の申請で7に変更した2社系という |

| | |
|---------|--|
| | ところをしっかりと整理いただきたくてですね、基本的に既許可のタイミングで有毒場所に関しては敷地などが敷地外であろうが発生したものに対して対称的、 |
| 0:31:01 | 処理できるようにも受けて対策がとられているというふうに、こちらは認識していて、そこは多分原燃も認識は同じなんだと思うんですね、その際に、今回こういった記載をふやしたいんですね、言った場合に、作業は沢山販売たように、これこれこうでは、 |
| 0:31:16 | 何故かオガセをオガセ本来設計方針だけ書けばいいところで明確化を図りたいんですイノマタつたらなんであっていうところで今までこうだったやつを前段の部分でも言いたいんですっていうふうに御心配だったらまずその方針を言っていて、だからそれに対応してここ書いたんですよは変更したことの理由とともに変更して欲しくてですね。 |
| 0:31:35 | 要は既許可は去年の7月ぐらいいいですね。では、許可が出ている意味もわからず信じるバンバン変えられるという線何があったのっていう所いちいち全部聞かなきゃいけなくなるので、そこはあらかじめそちらのほうから示していただけるとこちらとしては審査がしやすいのでその点は考慮いただければと思います。 |
| 0:31:55 | 日本原燃お金です。主承知いたしました今の変更する理由、それをもう少しまた体系立てといえますか、今までの既許可での整理の仕方も踏まえつつ、今回、その考え方を考えるのかわからないのか。 |
| 0:32:13 | 考え変えるのであればその理由それを踏まえて方針を立てて御説明なりこの資料の作成なりを進めていきたいと思います。以上です。 |
| 0:32:28 | 規制庁不足です。今 |
| 0:32:31 | お話いただいたところで、 |
| 0:32:34 | 重要なこととしてですね、既許可での体系っていうのを |
| 0:32:42 | 考えながらということの一つなんですけど、今回有毒ガスという言葉に |
| 0:32:50 | 注目していろいろと作業をされている中の前回たちのほうからもういう化学物質の漏えいっていうことも忘れないようにというふうに話をした結果で後ろのページにも、 |
| 0:33:04 | 続いているとは思いますが、或いは117ページですね。 |
| 0:33:10 | イトウ知ったばら15行目あたりですかね。 |
| 0:33:14 | 所内の化学物質を貯蔵する施設についてはっていうところ。 |
| 0:33:18 | にハッチングをしていただいているんですけど、この化学物質の扱い。 |
| 0:33:26 | が後ろで書いてあるにもかかわらず、ここでもちょっと書いてあるわけ。 |
| 0:33:31 | ですよ。 |
| 0:33:32 | ていうので |

| | |
|---------|---|
| 0:33:35 | 核物質ってということについてもそれぞれどこでどういうふうに書いているのか、このパートで、 |
| 0:33:41 | 入っていることと、後ろで書いてあることはどういう関係になっているのか。 |
| 0:33:46 | さらに 117 ページの |
| 0:33:49 | その下の緑色のハッチングで衛生教室のことが書かれてますけど、制御室は制御室でまた別に書かれている。 |
| 0:33:57 | ということ。 |
| 0:33:59 | なんですけど、どっちでどの程度のことを書きどういう関係性がやっぱ |
| 0:34:04 | いうことをちゃんと理解をしておかないと、今回どっちをどういうふうに修正する必要があるのかなのかということも |
| 0:34:14 | 既許可の体系を崩すことに繋がってしまうので、その点もよく |
| 0:34:19 | ワークをして対応いただきたいと思っています。 |
| 0:34:25 | その点は今回作業した中でどういうふうに対応されているか現状を教えてくださいいただけますか。 |
| 0:34:41 | 日本原燃のメールです。 |
| 0:34:43 | えーとですね。 |
| 0:34:47 | 濃度。 |
| 0:34:48 | まず作業した場合にですね、融度バスの発生原因だとか、対象者とか対策、ここをですねきちっと区分けすることによって、都市圏をですね明確にしてですね、それぞれに対して、 |
| 0:35:05 | 今後どういう形で対応するかっていうことですね今整理している、そういうふうなことを今、作業としてはてる状況です。 |
| 0:35:17 | 規制庁の今の話はもう最初の説明でわかっていて、既許可の記載の体系っていうのをちゃんと認識してますかしてませんか。 |
| 0:35:27 | ということ。 |
| 0:35:28 | です。またそういうところまでしか回ってないっていう御説明と理解すればいいですか。 |
| 0:35:34 | 日本原燃の原でございますと、今まだその辺りの体系の理解が我々の今の有毒ガスの担当の中では少し足りてないというふうに認識してますので、その整理を進めていく中で、 |
| 0:35:49 | 時課の審査の対応したものと |
| 0:35:54 | に入ってもらいながら、その整理はしていきたいというふうに考えております。 |
| 0:36:00 | 以上です。 |
| 0:36:03 | 規制庁コサクですおそれがですね、前回の審査会合で、ちゃんと認識されてないといったことになってますのでよろしく願います。／せっかくこのページで出されたので、 |

| | |
|---------|---|
| 0:36:23 | このさっきの発生原因よりもよりちょっとはつきりしなきゃいけないのは、既許可の断面では、ここで書いてあるように再循環運転に切り替えるということが中心になって説明をされているんですけど。 |
| 0:36:37 | 今回の申請の場合はそってそれもあるんですけど、それよりも先ほどご説明あった防毒マスクの配備のほうが重要な形で説明をされていてですね。 |
| 0:36:49 | 一体どっちが周南だったり、どう、どういうときにどういう対応するのかどっちの選択を取るのかっていうようなことの手順のような感じですね、いうところがちょっとグレーになっててですねはつきりしないのですよ。 |
| 0:37:04 | 申請書なり説明図書の書きぶりもどっちつかずに表現されていてよくわからないですね。 |
| 0:37:12 | その辺りどうせ |
| 0:37:16 | 教えていただきたいんですけど。 |
| 0:37:19 | 現時点でどうお考えになっているかを説明できることはありますか。 |
| 0:37:29 | 日本原燃の小出でございます。現時点ではですね既許可で記載しております通り、この短期の再循環運転、これが主たる対応というふうに考えております。制御室にとどまる要員に対しても。 |
| 0:37:44 | はうと考えております。一方で |
| 0:37:48 | そうですね重大事故のときなどに外で対応する人だったらこの人たちは防毒マスクですし、念のためというような形で、その制御室の中にいる人達のためにも防具そのままその分の余剰分というんですが予備分というんですかね。 |
| 0:38:06 | はその人達が |
| 0:38:09 | 人たちもその |
| 0:38:11 | 僕も使えるようにという形で、そういった値育ちも含めてもう部を配備するというような形を考えております。以上です。 |
| 0:38:22 | 規制庁不足です。わかりましたその旨を今後ですね、まずは補足説明資料でしっかりとわかるようにしていただき、申請書、 |
| 0:38:31 | もう整理をしていただくということなんですけど、 |
| 0:38:37 | その場合ですね、 |
| 0:38:41 | 検知手段が |
| 0:38:43 | 結局人脳波に頼ってるような感じがしていて、だとすると感じたダウン海底切り換えた。 |
| 0:38:54 | ということは、 |
| 0:38:56 | その後も感じた状態が続くわけですけど。 |
| 0:39:01 | それでも大丈夫。 |
| 0:39:04 | ということなんですかね。 |

| | |
|---------|---|
| 0:39:11 | 日本原燃の小江でございます。東村検知手段につきましては、まず収集として考えているのが、敷地内稼働減であれば、 |
| 0:39:22 | あと立ち会い人からの連絡です。 |
| 0:39:25 | 適宜指揮違う答えが石油備蓄基地に関しては、外部からの通報連絡と、これを第1に考えておりますのでただそれが万が一間に合わないと、そういったその状況を想定しても、9か国による認知と。 |
| 0:39:43 | いうものが可能で可能だというような整理をしております。以上です。 |
| 0:39:50 | 規制庁コサクですけど。 |
| 0:39:52 | 今言われた施設、敷地外の話のインプットっていうのはそういう説明は一部あるものの、あまり明確に論じられていないような気がするので、そこはしっかりとまとめていただきたいと思って。 |
| 0:40:08 | それが外部事象であったり、重大事故対象の初動といったところの記載内容と今回の説明がずれているところだと思ってますので、その点をしっかりと整理していただきたいと思って。 |
| 0:40:23 | 今数で、さらに、そういったことを踏まえつつ、居住性として一体どのレベルの状態になるのか。 |
| 0:40:34 | 再循環運転にしたところでどれぐらいの濃度でありまして、 |
| 0:40:39 | その間、その後防衛 |
| 0:40:43 | 運転をしていく中で対応できるのか。 |
| 0:40:47 | 或いは |
| 0:40:49 | 酸素、二酸化炭素濃度ということ考えた上で、その後となっていくのか。 |
| 0:40:56 | いうことについてばくつと説明をされているんですけど、もう少しちゃんと説明をしていただいて実行可能性を説明いただきたいということかと思えます。 |
| 0:41:11 | 日本原燃を超えてございます。承知いたしました。 |
| 0:41:22 | 規制庁コサクです。それでちょっと細かな記載場所での内容については少し先行してやってしまったんですけど、事の作業としてですね、 |
| 0:41:37 | 別紙3のような形で既許可の内容を、それと今回の対応の内容ということ踏まえてどういう関連にあるのか、どうしていかなきゃいけないと思うのかということをもとめていくということは前回お話した通りですので、進めていただきたいと。 |
| 0:41:57 | 持っているんですけど、その時に前広に関連するものを広く拾い上げてくださいよといったものができてるかどうかが大変で、それが別紙1別紙についてということだと思うんです。 |
| 0:42:12 | 助っ人その対応状況がちょっと |
| 0:42:17 | 今日の提示いただいている資料を見ると、いまいよくわからないんですけど。 |

| | |
|---------|--|
| 0:42:24 | バイロン関係性の用語にとらわれずに関係するものを拾いましたとは言われたものですね。 |
| 0:42:33 | 本当かみたいなところで、 |
| 0:42:36 | そこの辺りの考えをもうちょっと聞かせいただければと思います。 |
| 0:42:45 | 日本原燃の久世でございます。今実際に、ちょっとどのような流れでは別紙1ページ2を作っているかというところを説明させていただきますと、まずこの別紙1の各条文担当をこれは有毒ガスに直接かかわらないであろうと思われるところも含め、 |
| 0:43:05 | して尤度がまずその条文のことを理解している条文担当なんですけどけども有毒ガスのことについて、あまり理解できてないというところもありますので、それ、それについては、 |
| 0:43:18 | 今有毒ガスの方でどういった対応をとることになっているのかっていうことを説明しておりますんでそれを踏まえまして、今までの既許可の内容、期間アで説明している内容だったりその有毒ガスのやはりやり方というんですかね。 |
| 0:43:36 | 大差なく1に関連しそうなところっていうのを胃の長文担当レベルで確認してこの別紙1別紙2のところで丸をマルバツをつけるということをやっております。それが、 |
| 0:43:52 | 今のそれを実施中というのが今の状況です。正直なところ言いますとただ、その関係するところっていうのも外帯網羅的に |
| 0:44:10 | 抽出するということについては、なんか各自確実な手法というんですかね、確実な手法ということ、今のところ今のやり方で、抽出はできると思ってるんですけども、確実かということについては、 |
| 0:44:26 | 若干不安があるというのは正直、我々も認識しているところですので、施工そこについては、一旦抽出したものについてもう一度確認して例えば他の条文で出てきた。 |
| 0:44:42 | 出てきたのに敷設の情報など出てきていないというような案件があればそういうものをフィードバックすると、そういったことを飲ん何度かやることによってすべて抽出してそれを別紙3のほうにすると、そういうような流れでやろうというふうに考えております。以上です。 |
| 0:44:59 | 規制庁コサクです。 |
| 0:45:02 | 別紙1は |
| 0:45:05 | まず資料見た段階だと。 |
| 0:45:08 | これの資料の意味がよくわからなくて、別紙2は大事だと思ってたんですけど。 |
| 0:45:18 | 今お話を聞いたところで断となって感じたのは、 |
| 0:45:25 | 新基準適合の対応は条文ごとに担当決めて作業をしていたので、 |

| | |
|---------|---|
| 0:45:32 | バイロン 2 どこの人に管関係するのかっていうのを拾い上げて、その人たちとお話をしていこうという入口体制づくりとして作業をしたという近いでいればいいんですか。 |
| 0:45:47 | 日本原燃の小出です。おっしゃる通りですね東部地域というのはその別紙 2、これがほぼその抽出の本番だと思ってるんですけど、そのイントロダクションといいますか。それを抽出するにあたってその前段階で抽出、 |
| 0:46:03 | したその条文ごとにですね、抽出したものと、そういうような理解でいただければよいかと思います。以上です。規制庁憶測ですわかりました何故かっていうと、基準書きぶりをされていただけだと、基準で有毒ガス関係を要求しているものを |
| 0:46:23 | 拾い上げたっぼく見えたので、そうではなくて対策なり関連する今回の対策との関連するようなものもあればということでの御説明だったのでそういうことを踏まえながら、この条文の担当と話をしていく関係する申請書のきつと。 |
| 0:46:41 | ヶ所。 |
| 0:46:43 | 拾い上げて考えていくという作業だということなので、それは理解をしたんですけど。 |
| 0:46:49 | その上でですね、第 5 条の火災っていうところがあるのは、若干、それ、 |
| 0:46:57 | では緩和率の前広についていうことに入ってるのはそれはそれでいいと思うんですけども、だとすると、第 29 条の火災は何で入ってないのかなと。 |
| 0:47:08 | いうところもあるんですけど、この辺りはどういう作業をしているんでしょうか。 |
| 0:47:17 | 日本原燃の小出です。すいません。そういう、そういう意味ではですねこの別紙 1 のところがちょっとまだ確定ではないというところが実際のところでございまして、29 条の担当の担当にも今アプローチをして実際どうなのかというところは確認をしているところ。 |
| 0:47:37 | これでございます。 |
| 0:47:40 | 以上です。規制庁憶測ですわかりました。火災はDBの姿勢も一体として審査をし、 |
| 0:47:47 | いたので、 |
| 0:47:49 | 大きな影響出ないと思うんですけど、前広についていうところに対応いただければと思います。 |
| 0:47:55 | 同じようにですね、 |
| 0:47:59 | 当化学物質なりを使う可能性があるというところと言うと廃棄施設っていうのは関係しないのかなーって言うことだったり、或いは検知器っていう関係からすると、監視設備っていうのは本当に関係しなくていいのかなーだったりとか、 |

| | |
|---------|--|
| 0:48:19 | いうところもあるんですけどそのあたり 1000P 応答なってますか。 |
| 0:48:39 | 日本原燃の小暮でございます。今はそのマルバツをつけているというところはまだ途中ということもあってこれは人体影響という観点で拾っているところ です。 |
| 0:48:52 | それぞれの人体影響に対する対策をとるとで対策をとったときに、じゃあここ が関わってくると検知装置をすいません。監視設備なんかはそういったところ だと思いうんですけれども、そういったところについては今確認を取っている というところでございます。 |
| 0:49:11 | 以上です。 |
| 0:49:13 | 規制庁憶測です。確認取っていただいているところがよいので、そういったと ころを踏まえてですね。前広にという中で十分拾い上げている、或いはスク リーニングをかけたといったところが関係しないことを確認していると。 |
| 0:49:32 | ということがわかるようにしていただければと思います。植えて 5 ページの一 番下の審査基準のところなんですけど、ここが一番大事。 |
| 0:49:45 | ほら。 |
| 0:49:46 | 今回のガイドとの対応関係で言うと、 |
| 0:49:52 | 建屋外から建屋委員を供給という箇所についての考えをっていうのがちょっ と限定的すぎないかっていう話の中で、実際はここで対応がとられ、 |
| 0:50:07 | ていたということなんですけど。 |
| 0:50:12 | この関係が別紙 2 のほうにうまく展開されてないような気がするんですけ ど、その辺りの作業状況を説明してください。 |
| 0:50:52 | 規制庁コサクですけど質問の意味わかりましたかね。 |
| 0:50:56 | もしわからないのであれば、今の審査基準のところに、の該当する申請書 の場所 |
| 0:51:05 | と認識を説明してください。 |
| 0:51:12 | 日本原燃の瀬川でございます。 |
| 0:51:14 | 江藤技術基準につきましてはちょっと別紙 2 のところに完全に反映し切れ ていない状態ですけれども、ページで言いますと 17 ページですね、の 8 項 のところ、ここら辺で一循環系ですね、技術的能力を述べますので、 |
| 0:51:30 | こちらのほうに影響が及ぶであろうというのは重大事故やってる側としては 認知しているところでございます。 |
| 0:51:41 | 規制庁コサクです。おっしゃる通りでセガサミーだったら当然含まれてるん ですけど、スちなみになんでまだハッチングがかかってないんですかね。 |
| 0:51:55 | スプレーと日本原燃の瀬川でございますのはちょっと |
| 0:51:59 | 繰り返しになってしまって申し訳ないところなんですけど、今まさに確認中とい ったところで、私どもですね今有毒ガスチームが 1g スクリーニングというか 1 次案として提示してきたものに対して、ここにも一応念のため丸つけたほ |

| | |
|---------|---|
| | うがいいよねというようなところですね今まさにやっていたといったところでございます。 |
| 0:52:23 | 規制庁コサクです。わかりました。今それを聞きながら表題に括弧確認中っていうと、引き続きましてないことだと思いました。 |
| 0:52:34 | この部分にあるということが一番最初に申請の採用を認知して欲しかったのって数で補足説明資料の最後に内容が認知してますということが書かれていたので、本文、 |
| 0:52:49 | が最初なのになと思っておりました。 |
| 0:52:54 | そういった作業があつてですね、前回のヒアリングというぐらい近くかかったのかちょっとわかりませんが、まだ作業中ってところがちょっと進みがちょっとよくわからないなというところなんですけど。 |
| 0:53:12 | 私のイメージでは、 |
| 0:53:16 | 今回そういう抽出は全部でき別紙3も一式並べ |
| 0:53:22 | ただ備考というか、右の欄はまだ検討中で、また整理されてませんと、真ん中の欄も追記が必要かどうかの作業はまだできてませんっていうぐらいが出てくるのかなと思っていたのです。 |
| 0:53:36 | そのレベルに早々になっていただきたいと思ってますんで、その関係で、国庫ここもう大丈夫かみたいなどころ規制庁のほうから幾つか指摘をしていただきたいと思うんですけど。 |
| 0:54:01 | そうしますから、タジリさんカミデさんあたりで何か話すべきことはありますか、規制庁の田尻です。まあ、DBのポートっていう意味ではそんなにないんですけども、まずは何まで記述しようとする場合の政治家がしっかり決めていただきたいなと思っていて、 |
| 0:54:18 | いや、例えば別紙2は7ページから始まっていて、後ろのほうで火災の話出てくるんですけど今ここに書いてなくて、今の火災で引っ張ってこられてるのが多分正月の有毒ガスえと中操の下から消化ガスが有毒ガスとしての影響を受けるかどうかの話でいうとかして単語バタバタ引っ張ってこられてる感じがするんですけど。 |
| 0:54:37 | 或いは自分からうちに有毒ガス話しに行っているのであんまり正直関係なくて、もし火災の関連で、こういう有毒ガス関連っていうのを引っ張りたいたんだらむしろばい煙とかのほうが多分近いものだとは思っていて、ただ、この線引がそれでちょっと下にマニュアルでやろうとしウラバヤシで広がっている意味だと、むしろそちらが近いですっていうのがまず火災であって、 |
| 0:54:59 | で、それは大抵の場合だと火災の感知消火で消火設備とかのところ二次的な影響として多分多少触れられていて防火だとカバレッジ外行ってませんよとかそういう話が多分書かれてますと、 |

| | |
|---------|---|
| 0:55:11 | あとタジリさんごめん。規制庁コサクですけど、今言われたのは、投資が7ページのところの火災、 |
| 0:55:23 | どうぞ。 |
| 0:55:25 | 照岸だったりっていう、思い広めという意味で言うと多分外の外部火災に関してはそのばい煙とかの話を引き張ってきてるような感じがしたので、並びという意味で言うと内部火災の方もばい煙の話について意見述べられていたはずなので、 |
| 0:55:40 | 有毒ガスって単語が出てなかった気がするので、その差かなと思っているんですけど、全部引き張ってっていうふうにもたまたま原燃としては、とりえず広めに引き張られるっていう意味で言うと、そういったところも当然考えてましたよねぐらい頭認識を持ってもらえばいいかなと思っていて、 |
| 0:55:57 | 都で申請書に影響を与えるような内容が何か出てくるかというと思うってはいないので、 |
| 0:56:03 | 今の7ページで言うと、ロボットの(4)の |
| 0:56:08 | 括弧詰めローマ数字(1)の過去Cのカッコいいの括弧方が格好いいとかそういうレベルのところの階層になっちゃうんですけど。 |
| 0:56:18 | 当部のSM同じような形でいたりするんで先ほどSAの話も出ましたけど、火災に関しては、DBとSAほぼ同じような記載が並ぶの例にみあったバイオ大抵性にもあるというのは認識しといてもらえると。 |
| 0:56:32 | ちょっと補足ですけど、今の点で |
| 0:56:36 | 火災担当の方がその有毒ガスの人とどんな話をしてるのかっていう今の状況をお聞かせいただいてもいいですか。 |
| 0:56:47 | 火災担当の人に |
| 0:56:48 | 説明を聞きたいんですけど。 |
| 0:56:51 | 気が早いなかったから火災かとかいう方ちょっと認識わからなかったんですけど。 |
| 0:56:58 | 規制庁コサクですけどもしないんだったら何ていないのかと、その上でどう対応するつもりだったのかを御説明でも結構です。 |
| 0:57:10 | 日本原燃の奥でございます。火災に関しましては条文担当と話しております、ただその内容的にその今おっしゃられた所でしょうか。 |
| 0:57:25 | オオオカ材、それに関連する有毒ガスというような認識でありましたので、内容を確認して我々のほうで説明すると、質問があれば説明するというようなことを考えておりましたのでこの場には出席してもらっていません。 |
| 0:57:43 | ただそのばい煙今出ましたそのばい煙というようなちょっと認識は確か9条のほうで外部火災に対するばい煙というものもありましたので、そういった関連性も踏まえて五条或いはあのSAのほう、 |
| 0:57:59 | に関してもきちんと前広に |

| | |
|---------|---|
| 0:58:03 | 現年としてワークして説明できるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。 |
| 0:58:10 | 規制庁不足です。よろしくお願いします。これもですね新規設計、新規制基準の審査のときに話題になってたんですけど、条文間での担当者間の認識の共有とかですね対応の仕方が、 |
| 0:58:25 | 整合するようになってというのが大分時間がかかっていって、 |
| 0:58:31 | こっち旅行してるけど、それはしてるって話が食い違ってるみたいなことがあった。 |
| 0:58:38 | ですね。 |
| 0:58:39 | 今回も尤度関数の人は一連を見てるってということではありつつも、それぞれの担当はすぐ認識がずれていて、有毒ガスの人に対する回答がずれているんだけど有毒ガスの人はずれているということを知りせずに、 |
| 0:58:56 | 話が進んじゃったみたいなこともあり得るので。よく話をして整合する対応をとるようにしてください。 |
| 0:59:04 | タジリさんすみません、続けてください。静聴加熱今調査官言われたようにですね多分有毒ガスっていうのを普段から持ってないとか有毒ガスに関連するもの出してくれて言ったら単語ちゃうと思うんですね。何でどういったものは冷たいのかよう |
| 0:59:22 | 極端な言い方るところも有毒ガスというだけじゃないけど大気汚染が出てきたりするじゃないですか、要は空間的に直せるようなやつを入れる引っ張ってこようとしてるんだったらそういうニュアンスで伝えたほうがさっきの場合バグ拾えたりすると思うので、まずは広めに疲労っていうまずコンセプトだと思うので、どういったものを |
| 0:59:41 | ていうのを有毒出して単語に縛られずに多分発注かけたほうがいいのかと思っていますので、それは各条文担当と相談するときにやっていただいたらいいかなというふうに思ってますので、各条文担当が担当した人たちは期間的にそれなりにうちとやりとりをして詰められるはずなんで。 |
| 0:59:57 | 認識がないとしたらそれはそれで問題になっちゃうので、要は言ってこなかったら後でそっちに行かねっていうぐらいの別に言わんדרらう。 |
| 1:00:07 | サトウ×じゃないですけど、しっかりとやらせるような形でやってもらえばいいんじゃないかなというふうに思いますね。 |
| 1:00:13 | 通所で別にの資料に戻って7ページ8ページなんですけど。 |
| 1:00:18 | ちょっとすみません、これは今どういった形で書かれてるかわからなかったのが8ページとかいっていただくと、上から方々の閉等ちいを書いてあって、Hのところに丸がついてるんですけど。 |
| 1:00:29 | この下の階層のところ有毒ガスとか化学物質の漏えいとか、またさらにいうとカッコdの化学薬品の漏えいとかって名前からしてもあやしいやつなん |

| | |
|---------|---|
| | ですけど、ここは書かれてないのって何か意味あるんですけど。普通にあるところはもう関連はすると思ったんですけど。 |
| 1:00:56 | 日本原燃の原です。江藤。 |
| 1:01:00 | その値のところの色塗り等、その下の片括弧 123 の塗ってないところの意味というのは、特にはないです。ちのところで、123 も拾ったつもりでいるんですけども、あそこはしっかりここはまで打って、 |
| 1:01:16 | ちゃんと見に行くところを |
| 1:01:21 | 説明すべきだと思いますので、あそこは最後抽出結果としてはしっかりまで打っておきたいと思います。以上で長タジリ熱最後の資料の求め方だとは思いますが、例えばこのページの 8 ページの下のほうに行くと。 |
| 1:01:38 | また(イ)の多様性とかんとこだったら、その中のローマ数字 123 とかも全部黄色にしたりするじゃないですか、どの単位までいろいろしてるかは多分成立していただいたほうが良くて打たないさっきのか凹地の下の片括弧 123 別個に主屋関係ない人だと思う。 |
| 1:01:55 | ですけど、何か確認できてない化学薬品の漏えい丸つきでないのかとかあったりするんですけど、ニヒラ抜け抜けてるのかどうかわかんないので、その下位層の下のほうのすべて対象っていうんだったら、 |
| 1:02:07 | 全部丸つけてもらったほうがわかりやすいので。そうしないと、その部分も関係しないと認識しているのか、それとも上に包含されてれば省略しているのかどうかちょっとわかりづらくなっちゃうので、ただ単に記載のルールは統一して欲しいかなと思うのでよろしくお願いします。 |
| 1:02:22 | 米原でございます。承知しましたしっかり見に行くものには空き家のラベルを貼ってお示したいと思います。 |
| 1:02:31 | 以上です。 |
| 1:02:34 | 規制庁田尻です。 |
| 1:02:37 | を生かしていただいて制御室と緊対が書かれているんですけど、今ちょっと別紙 2 の書き方がわからなかったんですけどさっき別紙 1 だと通信連絡とか丸つけていて、こっちに来ると通信連絡分かる範囲を示がついてなかったり、あと監視とかの話頭がまだ整理がついてないと思うので、先ほどのお話だと今後整理次第でっていうところだと思うんですけど。 |
| 1:02:56 | さっき言った別紙 1 と別紙 2 の関係でいうと、別紙 1 で何かいろいろ荒れて別紙にお考えをしない場合とあるんですけど。 |
| 1:03:10 | 日本原燃の遅れでございます。別紙 2 はですね現在のところ、先ほども少し出ましたけれどもその有毒ガスという観点で拾ったところのほか今まだまだ丸をつけられておりませんのでその別紙 1 のところで拾っているその通信設備とかそういったところに関しては、 |

| | |
|---------|--|
| 1:03:29 | ちょっと丸をつけられてない状況です。ただそれも最終的にはきちんと確認をするということにしております。以上です。 |
| 1:03:41 | 中途タジリです。状況は認識しました。国会ツガネにはなってしまうんですけど、対応性とか、どこにも確かに有毒ガスに関連するような環境条件の話が書かれていたのでそこは認識なんですけど、その場合に下のほうに(ハ)と。 |
| 1:03:57 | 上がると思うんですよ観光環境条件等でまた(1)環境条件で行っちゃうけど、狭いでしゃべってしまって申し訳ないんですけど1個だけ、こらっていうのはまだ見てないのかそれとも関係しないっていうふうに整理しているかということでしたっけ。 |
| 1:04:10 | 日本原燃の瀬川でございます。ここにも丸が必要だという認識でございますが、コメントしようとしていたところです。まさにはい。 |
| 1:04:19 | 健聴タジリGSRまで先ほどのお話聞いている限りだということがその担当の方は何かこういったところっていうふうに言ってそこチェックしてもらような雰囲気ちょっと出たんですけど。 |
| 1:04:32 | 便利なやり方をすべてこちらで施設つもりもないんですけど、個人的には既許可の担当の人に先ほどお伝えしたようにした費用に有毒バックがどういったものを抽出したいのかっていう趣旨を伝えて、むしろ許可の担当の人は親戚自分の部分は砂か読み込んでいるはずなので、こういったところにこういってこを書いているよっていうのは言いやすいと思っているので、 |
| 1:04:53 | スタートの部分後々に有毒ガス対策のところは当然有毒ガスの担当の方が得られるんだとは思っているんですけど、スタートの抽出の部分に関して言うと、既許可の担当の人が積極的に関わっていただけると助かるなと思う。 |
| 1:05:07 | います。よろしくお願ひします。とりあえずすみません、本文で今のところカワラサキがどれぐらい |
| 1:05:12 | Aの |
| 1:05:14 | 何か抽出下限なのかわかんないんですけど、とりあえず本文で言うところこれぐらいです添付はまたあるんですけど、あんまり過ぎと横並びでほかの方どうぞ。 |
| 1:05:28 | 規制庁カワラサキです。 |
| 1:05:30 | よろしいです。どうぞ。 |
| 1:05:32 | はい。ちょっと続いてちょっと制御室とか緊対周りではちょっと |
| 1:05:40 | 埋め立てて運営にはなるかと思ひます。すべてこちらで逐一漏らさとチェックしたと思ひていただきたくないので、該当する箇所だけを検討することはやめていただきたいんですけども、12 ページとかをご覧いただくと。 |
| 1:05:57 | 制御室の関係の話が出てきているかと思ひます。その中で、例えばその制御室であれば、別途換気設備等環境測定設備というのを挙げられているか |

| | |
|---------|---|
| | と思います。それに退避スペース設定近畿た以上はどうなってるのかなというのを、 |
| 1:06:16 | 乗ってみると、 |
| 1:06:18 | 15 ページのところに行くと緊対所と鉄塔緊急時対策建屋換気設備というのは塗られているんですけど、制御室で相当の設備等が考えられる環境測定設備、 |
| 1:06:33 | 2 番目られていないといった、多分条文間での考え方がよくわからないような点があると思っております。 |
| 1:06:42 | 言ったようなところで言いますと、 |
| 1:06:47 | 20、例えば 29 ページがあった時、ちょっとすみません、ここからが添付になってしまうので、すべては言わないつもりではあったんですけど。 |
| 1:07:01 | 添付 2 てもですね、先ほどと同じような不整合とおぼしき箇所が幾つかあって例えばそのSA関係の抽出状況を見てみると、29 ページの下のほうでいくと、例えば |
| 1:07:17 | 通信連絡設備だけが回るとされていて、緊急時対策所であったりとか、或いはその制御室 |
| 1:07:26 | といったところがですね、塗られていなかったりして、多分これは担当の方がその複数の情報。 |
| 1:07:35 | どう見ていると、何らか気づくところがあるのかなと思っております。 |
| 1:07:41 | 続けて幾つか続けてちょっと気づいたところ、申しあげると。またこれも添付になってしまって申し訳ないんですけど 40 ページとかも見ていくと、結局その制御室に関係するようなところで、 |
| 1:07:56 | 制御室の換気関係がこちらでも何か抜かれていたりして、何か意図があるのかどうなのかもわからないので、ちょっとそういったところをですねまとめ抵抗空間の複数の条文間を横串を刺す形での確認行為が必要なのではないかと考えております。 |
| 1:08:16 | ちょっとそれが今言った点が主に気づいた点なんですけど、それ以外にも電話相で結局休診とか制御室とか緊対に関係していて、例えばこの手順にかわっ絡んでどうであって、判断基準であったりとか、フローであったりとか、 |
| 1:08:34 | そこら辺の重要なポイントとなるようなところが抽出されてないように見受けられましたので、そういった部分の慌ててすべて確認していただく必要があるのかなと思います。ちょっと長くなっちゃったのですが、以上です。 |
| 1:08:51 | 日本原燃の小出でございます。条文間できちんと横串を通すというところは一旦全部拾い上げた上できちんと確認したいと思っております。それと図や表についてもですね本部、本部というか文章のところと、 |

| | |
|---------|--|
| 1:09:08 | 関わる場所があれだつて重要な場所についてはきちんと確認して拾い上げていきたいと考えております。以上です。 |
| 1:09:20 | 規制庁のうちはガラス固化の片付けあつすいません。規制庁のフジワラです。私からも、 |
| 1:09:29 | 失敗いたしますと先ほど調査官通せ型との間で17ページに関しては、の重大事故の技術的能力に関してはお話があつたと思うんですけれども、もう1点気になる場所が本文の中でもけなあきまして、当申請書の本文という |
| 1:09:46 | この表の中で一番最後が9の品質管理に必要な体制の整備に関する事項で終わつてしまつていて、この後に、表なりがあつて続いていたと思います。その中で、第5表であれば重大事故の手順の概要が書かれており、 |
| 1:10:04 | また第6表では成立性としてえと対処に必要な要員数なりが書かれていたと思いますので、あの防護対象というふうな形ではちょっと細かいのかもしれませんが、そういったところも関係すると思つています。 |
| 1:10:19 | 出続けて言うところのたぐいで1.0に関係するところつていうのはかなり天端値であつたり、原発の添付1なんかにも基本的には限界がされていつていますので、今の観点で、基本的には確認していただきたいということ。 |
| 1:10:37 | あと、その添付の中でも、 |
| 1:10:41 | 89ページなんかで言うと必要な要員、 |
| 1:10:45 | 及び資源の評価の中で消火要員の考え方なりが記載されています。 |
| 1:10:52 | 7.8.2に関しては要員の評価結果なんかもありますので、こういったところも、今後対象なりを考えると関係してくるところかと思つています。ですのでその辺りもちよつと確実にいろいろように確認をお願いしたいと思います。 |
| 1:11:08 | 以上です。 |
| 1:11:11 | 日本原燃奥でございます。承知いたしました。 |
| 1:11:27 | 規制庁の対象で入つてるんです。 |
| 1:11:31 | いいですよ。どうぞ。 |
| 1:11:34 | 規制庁田尻です。先ほど条文化の話が出ちゃうんで1点だけ追加で言つておきたいんですけど、今回Eは有毒ガスように通信連絡設備をDBでふやすんですみたいな話がでてたと思うんですよねと開口でそういったところ、 |
| 1:11:49 | もう |
| 1:11:51 | 海盆をかけることによって伝えたと思うんですけど、外部火災とかでも何か似たようなことやってるんじゃないかという通知に連絡するような表が書いてあつて手順とかでもそういった形で出てたと思うので、要は有毒ガスだけ何か綺麗に特化した通信連絡設備を今回設けるつていうのが今まで来場で説明していったものと並びがとれるのかつていうのは、 |

| | |
|---------|---|
| 1:12:10 | 既許可をの申請をしてきた人が多分分かると思うので、そういった人たちともちょっとちゃんと商談した上で申請成立いただければと思います以上です。 |
| 1:12:22 | 日本原燃の小出でございます。今の通信連絡の件につきましては外部火災の担当の人に確認しましておっしゃる通りですね有毒ガスのタンクローリと同じような対応するということは、確認しています。ですので既許可での説明している条文間で、 |
| 1:12:41 | 説明している対応に違いが出てきてないようにきちんと考えて改めて考えてですね、成功を図ろうというふうに考えております。以上です。 |
| 1:13:03 | 規制庁不足です。別紙3はまだ先ほどちゅうことで、やっぱりすみません別紙2 ユーザー作業中だということもあるので、それを |
| 1:13:16 | お話ししたようなことも踏まえ新基準適合の担当者にしっかりと話を拾い上げてもらい、対応いただいて、別紙3 というのを早急に整理をしていただきたいと思います。 |
| 1:13:32 | 少なくともまずはあの抽出をして検討の |
| 1:13:36 | 土台をしっかりと作っていただきたいと思っておりますので、さらにその後の対応ということで補足説明資料の話で別紙4 なんですけど。 |
| 1:13:48 | ちょっとこれがこちらのイメージと全く違うので、 |
| 1:13:56 | ちょっとどうしようかなっていうとこなんですけど、ペーシ 235 ページをした上で、 |
| 1:14:04 | やらないと皆さんの頭が整理できないのかもしれないんですけど。 |
| 1:14:08 | 例えば先ほどの有毒ガスの外部事象で |
| 1:14:16 | ここ提言として、 |
| 1:14:19 | 備蓄基地を入れるということになった場合、 |
| 1:14:23 | 今回の整理資料で1項目追加しますと言われても、それでその項目全体が整合をとった対応になってるのかっていうのはわからないって、 |
| 1:14:35 | 私のイメージ点は、新基準適合の外部事象当該設定。 |
| 1:14:41 | 説明資料を一式持ってきて、それに |
| 1:14:47 | 必要な事項を追加をすると。 |
| 1:14:49 | いう作業をスルーのじゃないかなと思ってたんですけど。 |
| 1:14:56 | 思ってんのはいかがですか。 |
| 1:15:07 | 日本原燃の原でございます。直さんからの御指摘は、前半のほうでありました。審査対象の整理のところから繋がる話だというふうに考えますので、 |
| 1:15:22 | まずはその整理をしっかりとした上で替える所替えないところ変えるところがあれば、 |
| 1:15:34 | はい、他、影響をしっかりと説明できるような御説明の仕方を考えたいと思います。 |

| | |
|---------|---|
| 1:15:40 | 以上でございます。 |
| 1:15:46 | 規制庁コサクです。そうすると補足説明資料等を作っていくかっていう議論がまだできないということでまあ当然 100 点の資料みたいなことは |
| 1:15:59 | しばらく話ができたっていうことかなとは思いますが、 |
| 1:16:06 | 等で |
| 1:16:08 | 思っていたのは制御室の |
| 1:16:14 | 再循環への切替っていうのもともと整理資料があつてですね。 |
| 1:16:19 | そこの追加要求の形なので、整理資料に追加をするという形のものが今回たまたまその抜き出して出てきちゃったと。 |
| 1:16:30 | いうだけだと思っていて、 |
| 1:16:36 | 最低限その意識を持っていただけますか、少なくとも制御室なり緊対は、 |
| 1:16:41 | 申請対象だと思うんです。 |
| 1:16:55 | いや、日本原燃の三浦です。はい、島根県で認識いたしました。 |
| 1:17:02 | 規制庁コサクです。よろしくお願いしますってそのときに、 |
| 1:17:07 | 新基準適合の |
| 1:17:10 | 整理資料については、補足説明資料がいっぱいついてて、 |
| 1:17:15 | 今回、 |
| 1:17:17 | 直接関係しないまま間接的にも関係しないようなものがついていることがあるかと思います。その場合は |
| 1:17:25 | 必要に応じて、添付を省略するとかですね、ということあってもいいかなと思いますので、 |
| 1:17:32 | そういったところで今回提示するものについて、適宜工夫しながら、 |
| 1:17:40 | 遅延基準適合 |
| 1:17:42 | カラーの修正というか、追加みたいところをどうイメージがある崩れないように、かつ説明し切れるようにということで対応いただければと思いますのでそのイメージを早急につけて、また次回、御紹介いただければと。 |
| 1:17:59 | 結構に思っています。 |
| 1:18:04 | はい、日本原燃の三浦です。 |
| 1:18:07 | はい。今打っていただいてですねご意見をちょっと踏襲経ちまして、フチノとしてもなるべくその合理的にですねや自主的にように、ちょっと案を考えていきたいと思います。 |
| 1:18:25 | 規制庁コサクです。そうするとですね、 |
| 1:18:29 | 1、 |
| 1:18:30 | 提示いただいているもう一つのほうの資料のスケジュール案。 |
| 1:18:35 | になるんですけど、大分今までのお話で、イメージが違ったなあということ等になると思うんですけど。 |
| 1:18:45 | どう進める明示化をまずお聞かせていただいてもいいですか。 |

| | |
|---------|--|
| 1:18:59 | あれだよな。 |
| 1:19:06 | 日本原燃大場です。 |
| 1:19:08 | 資料 1 ということでスケジュールを今回提示してございますけれども、今お話がございます尤度関数のほうでお話ございましたように、 |
| 1:19:18 | 最終的にその整理資料の見直しについてもですね、許可のものに／関係するところですね、許可の整理資料をリバイスするような形でとっているということでちょっと当社のほうを認識がなかったところもございますので、 |
| 1:19:37 | このスケジュールについては、まず今日はですね別紙の 34 のところを整理する形のヒアリングを次回で考えてございますけれども今ご指摘ありましたので、それを踏まえて |
| 1:19:53 | ちょっとスケジュールについてはもう一度社内で検討させていただいてご提示させていただきたいと考えてございます。 |
| 1:20:02 | 以上です。 |
| 1:20:03 | 規制庁コサクですけど、本件というふうに進められるおつもりなので 1、 |
| 1:20:11 | 1 年でガラスっていいというようなことであればとやかくは言わないのですが、設工認の第 2 回がいつ申請かわかりませんが、その時に供用も出したいというようなことでお話を聞いている点から言うと、 |
| 1:20:28 | 先ほどの別紙 3 の最低限抜き出して別紙 2 を整理をして別紙 3 の骨格を作るという作業ぐらいであれば、金曜日までに作成して提示いただいてもいいものじゃないかなと。 |
| 1:20:44 | いうふうに思っています。 |
| 1:20:47 | その上で |
| 1:20:50 | NTT出しが漏れてないかとかっていう認識共有は週明け早々にやってすぐ |
| 1:20:58 | それぞれの対象方針関係するしない追記するしないないという議論が AI 週の後半にでもできるというぐらいに前年度の中で議論を深めてもらうということはできるかなとか思っていて、 |
| 1:21:14 | 過程の中で整理しようをこういうふうに作っていきますと、いつまでに作りますと、いうスケジュールも提示いただけるものと思っていました。 |
| 1:21:28 | 大分ぞついてるみたいですけど、できないならできないじゃあどういふふうに審査を進めて欲しいんだと。 |
| 1:21:38 | のんびりやらせてくれっていうんだったらそう言っていただければいいんですけど。 |
| 1:21:42 | そのあたりの見通しがわからないので、審査会合でですね、どういうふうに扱ったらいいのかっていうのが非常に悩んでいて、 |
| 1:21:52 | これまでの対応っていうと、次設工認の支出審査会合 28 日にやるつもりなんですけど、そんな時に本件を言うのか言わないのか、 |

| | |
|---------|--|
| 1:22:04 | 言えないんだったらじゃあいつなんだっていうことを、になるんですけど、その設定もちょっとよくわからないので、その辺りのお考えをお聞かせください。 |
| 1:22:18 | 日本原燃鈴木でございます。そう少しい対応としてちょっと甘く考えてるところがございまして、今回のものを整理して一式整理しても整理したものをですね英語どんと出すような形でスケジュールを組んでおりました。 |
| 1:22:33 | なので、ここで今日のそのスケジュール自身は今日コメントがあればコメント回答としてということで6月のも18みたいなところに行ったんですけど、4000コサクさん言われる通り6月の28という、今ことがございましたけれども、ここが審査会合ということであればですね。 |
| 1:22:52 | この審査会合には少なくとも整理資料をどういうふうにとどめるかっていうところのまとめきれるかといったところはちょっと検討ですけども少なくともベースを整えているといったところは御説明をさせていただきたいなというふうに考えてございます。 |
| 1:23:10 | 具体的先ほど金曜日とか買収のお話もございましてすいません。その方向でちょっと調整をさせていただきたいと思いますので若干だけ時間をいただけますでしょうか。さっき回答いたします。 |
| 1:23:26 | 規制庁コサクです必ずしも28日の会合時出さなくてもですね、7月にも審査会合あるので、 |
| 1:23:36 | 本件別に |
| 1:23:38 | 代用として論点があるわけじゃないので、あの会合何回も繰り返す必要はないと思いますから、成立されるところで説明をいただければと思っております。 |
| 1:23:49 | なので、28時に何らかその7月にできる見通しがあれば7月にやればいいと。 |
| 1:23:55 | 思ってもいます。いずれにしても |
| 1:24:00 | 懇親今週中に何らかの提示だったり一種、来週のヒアリングだったりというようなことを踏まえて、 |
| 1:24:09 | 進め方も整理できればと思うんですけど、 |
| 1:24:13 | 直近の整理で言うと28日にやるやらないというのは、1週間前に |
| 1:24:20 | 会議の公表する際に議題も提示しなきゃいけないので、まだ来週中にしっかりと判断をしなきゃいけないと。 |
| 1:24:27 | いうことなもんですから、 |
| 1:24:31 | 今日のヒアリングを踏まえた資料提示でやれるかやれないかといったことの判断をする、来週、 |
| 1:24:39 | 早めの支援。 |

| | |
|---------|---|
| 1:24:41 | Fのときにお話ができればなというふうに思ってますのであったよろしく願いします。 |
| 1:24:50 | 日本原燃鈴木でございます承知いたしました。 |
| 1:25:05 | 規制上規制庁側から規制庁憶測ですけど、その他、何かあることいらっしゃいます。 |
| 1:25:20 | ちょっと原燃側から、 |
| 1:25:23 | 追加で確認したいことになりました。 |
| 1:25:29 | 日本原燃の小川です。日本原燃日本原燃から特にございません。 |
| 1:25:37 | はい、規制庁不足ですわかりました。 |
| 1:25:40 | 本庁からは、 |
| 1:25:42 | よろしいですか。 |
| 1:25:44 | 本町は大丈夫です。 |
| 1:25:50 | 規制庁直接閉めてくださいという意味ではないですけど。 |
| 1:25:56 | はい、わかりました。 |
| 1:25:58 | じゃあ等、本日のヒアリングを終了したいと思います。本日のヒアリングでマスキング情報の発話等はなかったんですが一応念のため確認ですが日本原燃特になかったでしょうか。 |
| 1:26:13 | 日本原燃の儘田です。はい特にございませんでした。 |
| 1:26:16 | ありがとうございます。 |
| 1:26:18 | それでは以上でヒアリングを終了したいと思います。録音を提出します。 |